

公示送達申立書

東京地方裁判所 民事 13 部 御中

平成 23 年 5 月 25 日

〇〇〇マンション管理組合

代表者理事長 □□ □□

原告 〇〇〇マンション管理組合

被告 □□ □□

上記当事者間の御庁 平成 23 年 () 第 号 区分所有権競売請求
事件について、上記被告の住所その他送達すべき場所が知れないため、通常の手続
きにより送達することができないので、公示送達の方法により送達されたく申し立
てる。

添付書類

- 1 〇〇〇マンション〇〇〇号室 所有者所在調査報告
- 2 〇〇〇マンション〇〇〇号室 居住状況調査報告
- 2 被告 □□ □□ 戸籍附票の写し (平成 23 年 5 月 16 日)
- 3 被告 □□ □□ 住民票の写し (平成 23 年 5 月 24 日)

〇〇〇マンション〇〇〇号室
所有者所在調査報告

平成 23 年 5 月 25 日

〇〇〇マンション管理組合

代表者理事長 □□ □□

別添する戸籍の附票(平成 23 年 5 月 16 日)の通り、被告は平成 22 年 11 月 4 日に「東京都荒川区△△〇丁目〇〇番〇号 □□方」に転居し現在も居住しているとなっているが、当該住所に所在する「更生保護法人 〇〇会」(電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇) に対して 5 月 18 日に電話問い合わせを行ったところ、「被告は既に引っ越しており現在は居住していない」こと、「引越し先は聞いていない」ことの二点の回答をいただいております、被告の現在居住している所は不明な状態にある。

平成 23 年 5 月 24 日に荒川区民事務所から住民票を取得して転出届の提出状況を確認したが、転出届は未提出で住民票上は最後の住所に居住している状態となっている。

甲第 5 号証として提出済みの不動産登記簿記載事項証明書(平成 23 年 5 月 16 日)では、平成 22 年 6 月 25 日に東京都によって行われた差押が平成 23 年 1 月 27 日に解除されているが、5 月 16 日に足立都税事務所に問い合わせを行った結果「滞納固定資産税の一部納付と引き換えに滞納税の減額と差し押さえの解除を行った」こと、「現在の連絡先等は記録されていない」ことの二点の回答を担当者(□□ □□氏)より口頭にて頂いております、被告の居住する所および連絡先は不明のままの状態にある。

〇〇〇マンション〇〇〇号室
居住状況調査報告

平成 23 年 5 月 25 日

〇〇〇マンション管理組合

代表者理事長 □□ □□

被告の所有する〇〇〇マンション〇〇〇号室の居住状況について、5月9日から5月24日までの2週間の調査結果は以下の通りであり、〇〇〇号室に居住している者はないと報告する。

1. 電気メーターの状況

電気メーターは 4332 kWh から動いていない。

2. 水道メーターの状況

水道メーターは 2009 年 2 月 27 日にメーターを交換してから動いた形跡はない。

3. ガスメーターの状況

ガスメーターは 2008 年 9 月 28 日にタグを付けて閉栓されてから開栓されていない。

4. 部屋の状況および人の出入り

管理人の勤務時間中（火・日以外の 8:00～16:00）に人の出入りはなかった。窓にカーテンは無く、外部から伺える範囲では家具の設置もなく人の暮らしている形跡はない。

写真	メモ
写真貼り付け	<p>5/9 撮影の電気メーター</p> <p>〇〇〇号室は 4332.0 kWh</p> <p>△△△号室は 0125.2 kWh</p> <p>を表示していた。</p>
写真貼り付け	<p>5/25 撮影の電気メーター</p> <p>〇〇〇号室は 4332.0 kWh</p> <p>△△△号室は 0153.2 kWh</p> <p>を表示していた。</p> <p>△△△号室が 28 kWh 利用する間、〇〇〇号室は電気を使っていない。</p>
写真貼り付け	<p>ガスメーターはタグを付けて閉栓されていて、ガスを利用していない。</p>

写真	メモ
写真貼り付け	水道メーターは交換以来動いた形跡がない。
写真貼り付け	窓にはカーテンはなく、外から内部の状況を伺うことが可能。
写真貼り付け	外から伺える範囲では家具は設置されていない。

写真	メモ
写真貼り付け	別の窓から撮影した室内状況。
写真貼り付け	チラシがポストから溢れていたため2009年の6月から集合ポストは「空室」の貼り紙で封印している。 封印を取り除く人はこれまで現れていない。
写真貼り付け	